

研究開発戦略専門調査会 委員名簿

上野 裕子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 経済政策部 主任研究員
鵜飼 裕司	株式会社FFRI 代表取締役社長
小熊 寿	トヨタ自動車株式会社 コネクティッド先行開発部 InfoTech セキュリティグループ長
木村 康則	国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー
小松 文子	長崎県立大学 教授
寺田 真敏	株式会社日立製作所研究開発グループ システムイノベーションセンター 主管研究員 東京電機大学 教授
戸川 望	早稲田大学理工学術院 教授
奈良 由美子	放送大学 教授
松本 勉	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
森 達哉	早稲田大学理工学術院 教授

(令和2年4月現在、五十音順、敬称略)

研究開発戦略専門調査会の設置について

〔平成27年2月10日〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定
平成31年4月1日
一部改定

1. サイバーセキュリティ基本法施行令（平成26年政令第400号）第2条の規定に基づき、サイバーセキュリティに係る研究開発及び技術開発並びにそれらの成果利用の戦略に係る事項について、調査検討を行うため、研究開発戦略専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
2. 専門調査会の委員は、サイバーセキュリティに係る研究開発及び技術開発並びにそれらの成果利用の戦略に係る事項について優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者（当該委員がサイバーセキュリティ戦略本部員の場合にあっては、サイバーセキュリティ戦略本部長が指名する者）とする。
3. 専門調査会の会長は、その委員の互選により決する。
4. 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、当該専門調査会の委員以外の者に対し、当該専門調査会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
5. 専門調査会の会長は、必要があると認めるときは、専門調査会の下にワーキンググループを置くことができる。
6. 専門調査会の委員の任期は、任命又は指名の日から2年以内とする。ただし、再任又は再指名を妨げない。
7. 専門調査会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
8. 前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は会長が定める。
9. 「技術戦略専門委員会」（平成17年7月14日情報セキュリティ政策会議決定）が決定した事項及び検討した事項等については、専門調査会に引き継がれるものとする。

研究開発戦略専門調査会の運営について

平成 27 年 4 月 6 日
研究開発戦略専門調査会会長決定

「研究開発戦略専門調査会の設置について」（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第8項に基づき、研究開発戦略専門調査会（以下「専門調査会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

専門調査会会合は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

2. 配布資料の公開について

専門調査会会合で配布された資料は、原則として、当該会合終了後速やかに公開する。ただし、専門調査会会長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。

以上